

## 6. 編入学生への注意事項

1. カリキュラム表や教育職員免許法などの適用年度は編入学した年度ではなく、編入学する年次に適用されている年度である。例えば2018年度に3年次編入学した場合の適用年度は2016年度となる。ただし、2019年度に編入学した場合は必ずA館1階教育支援課窓口にて個別説明を受けること。
2. 編入学生は計画的に履修登録し、単位を落とさないように気をつけること。また、複数の教員免許状や他の資格取得を希望する場合は、卒業までに取得できないこともある。
3. 入学前の既修得単位が本学の単位として認められた場合、本学の卒業単位としては使用できるが、教員免許状取得のための単位としては使用できないものがある。特に、専門学校で修得した科目の認定単位は、「教科に関する科目」の単位には使用できないので注意すること。
4. 編入学生によって修得する必要がある科目は異なるため、必要な科目や履修計画等について不明な点があれば、必ず履修登録をする前にA館1階教育支援課窓口に相談すること。

## 7. 学内科目等履修生制度

希望する免許状の課程が所属する学科になく、自学部他学科にある場合、学内科目等履修生制度の利用を申請し、定められた履修上限単位数を超えて履修登録することができる。ただし、この制度を利用して履修登録した科目は卒業単位に含むことができない。この制度は自学部他学科にある免許状を希望する場合、定められた履修上限の範囲で履修登録をするだけでは卒業に必要な単位で履修上限に達してしまうことが多く、免許状に必要な科目を履修登録することができないため、卒業単位に含むことができないという条件で履修上限単位数を超えて、免許状取得に必要な科目の履修登録を認めるものである。学内科目等履修生制度の希望者は、履修登録前にA館1階教育支援課窓口まで申し出ること。

申請受付期間 4月1日(月)～4月5日(金) 窓口利用  
時間 8:45～11:30・12:30～17:00

《該当する学科と免許状の種類》

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| (1) 経済学部 経済学科<br>・高校商業                 | (4) 社会福祉学部 福祉計画学科<br>・特別支援学校 |
| (2) 経済学部 経営情報学科<br>・中学社会 ・高校地理歴史 ・高校公民 | (5) 社会福祉学部 福祉臨床学科<br>・高校公民   |
| (3) 経済学部 経済法学科<br>・高校地理歴史              | (6) 社会福祉学部 福祉心理学科<br>・中学社会   |